

印西地区環境整備事業組合  
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会  
会議録

開催回数	第10回				
開催年月日	平成26年4月27日(日)				
開催時間	13:00~16:45				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 堀本 桂 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘 山本 博久
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一
		印西CC	次期施設推進班 次期施設推進班 次期施設推進班	工場長 主幹 主幹 主査 主査補 副主査	大須賀 利明 土佐 光雄 鳥羽 洋志 浅倉 郁 中野 竜一 川砂 智行
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課 次期中間処理施設対策室長事務取扱		担当課長	山口 隆
		白井市環境建設部環境課		課長 主査	伊藤 常夫 金森 隆
		栄町環境課		課長	池田 誠
コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		課長 主任	朝日 大輔 糸山 豊	

※傍聴人：15人

次第	頁
1 開会	3
2 組合事務局長あいさつ	3
3 組合職員等の紹介	4
4 会議録について（第9回会議）	4
5 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について	5
6 平成26年度 用地検討委員会スケジュール（案）について	5
7 候補地の募集結果について	27
8 候補地の1次審査（案）について	27
9 候補地の2次審査（案）について	43
10 その他	44
11 閉会	47

## 次第1 開会

### 浅倉郁（事務局：主査）

只今から、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第10回会議を開会します。

最初に、資料の確認をします。

1点目は会議次第で、2枚目以降に会議資料を綴じています。

2点目はA3の確認資料で、1次審査関係が1-1ページから1-9ページで、2次審査関係が2-1から2-14ページです。

3点目は参考資料で、①がごみ処理基本計画の策定に関する組合広報紙、②が周辺住民意見交換会の対象となる町内会・自治会等、③が平成23年度印西市自然環境調査報告書、④が次期中間処理施設整備事業の候補地推薦に関する関係市町からの回答書の写しです。

4点目は候補地の応募者から提出のあった意見書です。

5点目は席次表です。

本日の会議は全員出席です。

開会に当たり、委員長のご挨拶をお願いいたします。

### 寺嶋均（委員長）

先週は候補地の現地調査を実施しましたが、大変ご苦労さまでした。

今日からは、現地調査の結果も踏まえ、いよいよ評価の段階に移ることになりましたので、これから皆さんから活発な意見を出していただき、妥当な結論が得られれば大変ありがたいと思っている次第です。

よろしく申し上げます。

## 次第2 組合事務局長あいさつ

### 浅倉郁（事務局：主査）

続きまして、次第の2番、「組合事務局長あいさつ」です。

### 杉山甚一（事務局：事務局長）

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、第10回会議に全員出席いただき誠にありがとうございます。

また、今、委員長のご挨拶でもありましたが、先週の20日には、1日掛けて全ての候補地の現地調査をしていただき、誠にありがとうございました。

本日は、先週に引き続いての会議となり、これから1次審査・2次審査・3次審査と大変タイトなスケジュールではありますが、皆様に十分にご審査をお願いしたいと思います。

また、今後、周辺住民の皆様の理解度・協力度の状況を把握すべく、周辺住民意見交換会の開催も予定しています。

これから事業を推進していくわけですが、地域の合意形成は、今後の事業推進に大変重要

な点であると考えています。

また、組合では今年度、本事業を推進するに当たり、次期施設推進班を新たに組織しました。

皆様に慎重かつ十分なご検討をお願いし、挨拶といたします。

### 次第3 組合職員等の紹介

**浅倉郁（事務局：主査）**

続きまして、次第の3番、「組合職員等の紹介」です。

(大須賀工場長より組合職員及びコンサルタントを紹介)

**浅倉郁（事務局：主査）**

以後の会議進行を委員長にお願いします。

**寺嶋均（委員長）**

議題に入る前に、本日、第10回会議の会議録署名委員の指名を行います。

席順をお願いしているところですが、今回は亀倉委員と岩井委員にお願いします。

### 次第4 会議録について（第9回会議）

**寺嶋均（委員長）**

次第の4番、「第9回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

**浅倉郁（事務局：主査）**

昨年の12月22日に開催した第9回会議の会議録は、メールにて皆様の内容確認が完了しており、その後、皆様へ郵送しています。

なお、本会議録は既に組合のホームページで公開しています。

第9回会議の会議録についての説明は以上です。

**寺嶋均（委員長）**

質問などはありますか。

(「なし」との発言あり)

## 次第5 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について

**寺嶋均（委員長）**

続きまして、次第の5番、「ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

**鳥羽洋志（事務局：主幹）**

平成26年3月9日に第7回ごみ処理基本計画検討委員会が開催され、ごみ処理基本計画がまとまりました。

その後、3月17日に、ごみ処理基本計画検討委員会委員長から管理者へ答申していただきました。

ごみ処理基本計画の概要は、参考資料①の3月30日発行の組合広報紙のとおりで、組合のホームページにも関係記事を掲載し、住民の方々に周知をしています。

**寺嶋均（委員長）**

事務局の説明が終わりましたが、質問などはありますか。

**藤森義韶（委員）**

ごみ処理基本委員会は、平成26年3月末で解散ということによろしいですか。

**鳥羽洋志（事務局：主幹）**

担任する事務が終了したので、解散となります。

**藤森義韶（委員）**

分かりました。

**寺嶋均（委員長）**

その他、何かありますか。

（「なし」との発言あり）

## 次第6 平成26年度用地検討委員会スケジュール（案）について

**寺嶋均（委員長）**

続きまして、次第の6番、「平成26年度用地検討委員会スケジュール（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

**浅倉郁（事務局：主査）**

会議資料の1ページをご覧ください。

平成26年7月末までに管理者へ最終答申を行う予定としていることを踏まえ、本資料を作成しました。

会議開催は、本日27日以降、5月18日、6月29日、7月27日の3回を予定してい

ます。

また、候補地の敷地境界から概ね300mの範囲内の町内会・自治会等に居住する住民の皆様を対象にした周辺住民意見交換会を開催することとしていますが、周辺住民の皆様の理解度・協力度の状況は、評価項目の中で最大のウエイトを占める部分であることから最も重要な部分であり、慎重かつ丁寧な対応を心がけたいと考えています。

参考資料②をご覧ください。

周辺町内会・自治会等についての資料です。

候補地の敷地境界から300mの範囲内の町内会・自治会等を抽出しました。

岩戸地区は、「岩戸」、「大廻」、「造谷」、「柏木台」が該当します。

草深地区は、「寺台」、「造谷」、「原」、「柏木台」が該当します。

滝地区は、「滝」、「宗甫」、「滝野杜の会」が該当します。

武西地区①は、「武西」と白井市の「谷田」が該当します。

武西地区②は、「武西」と「戸神」が該当します。

吉田地区は、「吉田」と「松崎3」が該当します。

現在地は、「小倉台アビック21」と「サンクタス千葉ニュータウン中央」が該当します。

候補地毎で該当する町内会は以上のとおりですが、重複箇所を除くと16町内会が該当します。

こうした状況の中、周辺住民意見交換会をどのように対応するか、4つの案を提案します。

案1は、16町内会との周辺住民意見交換会に、全委員が出席する形です。

メリットは、周辺住民の理解度・協力度の確認が丁寧に行えることです。

デメリットは、委員の負担が増えること、委員報酬の予算不足が生じること及び非常に過密なスケジュールになることです。

何分、相手のあることなので、相手の都合等を考えると、このスケジュール内で終わらない可能性が極めて高いことも考えられます。

なお、予算に関しては、補正対応可と記載しましたが、議会で決議していただく必要があることを申し添えます。

案2は、候補地が属する地元町内会を対象とした意見交換会のみ委員出席とし、その他町内会は事務局対応とする形です。

メリットは、概ね丁寧な対応が行えることです。

デメリットは、案1程ではありませんが、委員報酬の予算の不足、過密なスケジュール及びスケジュール内で終わらない可能性が考えられます。

また、候補地が属する地元町内会と、その他町内会で、対応の差異が生じてしまいます。

案3は、全ての周辺住民意見交換会に学識経験委員の皆様に参加いただき、住民委員の皆様は交代制で出席していただく形です。

メリットは、概ね丁寧な対応が行えることです。

デメリットは、案1に概ね準じます。

案4は、全ての周辺住民意見交換会を事務局対応とする形です。

メリットは、案1から案3のデメリットが概ね解消されることです。

デメリットは、当初の意向とは異なる対応となることです。

なお、6月29日に3次審査を終了させ、審査結果報告会の開催を7月13日に予定しており、その後、7月27日の最終確認後、管理者へ最終答申を行うスケジュールとしています。

#### **寺嶋均（委員長）**

事務局の説明が終わりました。

候補地周辺の住民の方々の理解度・協力度を確認するために、周辺住民意見交換会を開催するというのですが、開催の仕方に関して、事務局から4つの案が提案されたところです。

なお、この4つの案の枠外に括弧書きで、「各町内会との調整により合同開催も想定する」と記載されていますが、例えば岩戸地区の場合、「岩戸」、「大廻」、「造谷」、「柏木台」の了承が得られれば、4町内会の合同により開催するという意味ですか。

#### **浅倉郁（事務局：主査）**

はい。

#### **寺嶋均（委員長）**

2次審査が終わる5月18日から、3次審査を行う6月29日までの間に周辺住民意見交換会を開催するスケジュールですが、全ての候補地で関係町内会が合同開催したとしても、最低限7回は開催する必要があります。

また、合同開催の了承が得られなければ、開催回数は更に増加します。

そうしたことから、かなりタイトなスケジュールになると思いますが、どのように周辺住民意見交換会を開催したら良いか、皆さんの意見、あるいは質問を出していただきたいと思っています。

#### **藤森義昭（委員）**

周辺住民意見交換会は、最初に住民の皆さんと接触する場なので、非常に重要な位置付けをする必要があると思います。

我々が委員として色々な評価をするためには、委員全員が出席する必要があると思いますが、そうは言いながらも、我々が色々な意見を聞く以上は、自由に発言出来る場として、住民の皆さんからの意見が出やすい雰囲気を作る必要があると思います。

周辺住民意見交換会は、こうした2つの重要な問題を含んでいると思いますが、やはり住民の皆さんから積極的に色々な意見を聞き出すということであれば、大勢の委員が押しかけることが果たして良いかという、そうではないと思います。

そうだとすれば、むしろ事務局に任せても良いと思います。

また、住民の皆さんの意見をどう取り上げていくかということについては、非常に気を使ってほしいと思います。

何とんでも第1回目の周辺住民意見交換会は、1番重要な位置付けにあると思います。

慎重の上に慎重を期して、細心の心構えで対応していく必要があることを申し上げておきます。

また、周辺住民意見交換会では、排ガスや自然環境の問題など、色々な専門知識が必要に

なると思いますので、次期中間処理施設の基本方針を纏めた、ごみ処理基本計画検討委員会の委員の出席について、ある程度考慮する必要はありませんか。

**寺嶋均（委員長）**

今の2点、事務局の回答を先にお願ひします。

**浅倉郁（事務局：主査）**

ご意見のとおり、周辺住民意見交換会は最初に住民の皆様と接触する場なので、事務局としても重要な機会だと考えています。

よって、ご意見を踏まえ適切に対応したいと考えています。

**寺嶋均（委員長）**

ごみ処理基本計画検討委員会委員の出席の件はどうですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

ごみ処理基本計画検討委員会の委員出席についても検討します。

**寺嶋均（委員長）**

ごみ処理基本計画が策定済みであるならば、事務局でその内容を踏まえて説明することで、十分に対応出来るのでは。

**岩井邦夫（委員）**

解散したごみ処理基本計画検討委員会の委員が、周辺住民意見交換会に出席することは、おかしくないですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

ご指摘のとおり、事務局で対応が可能なこと及びごみ処理基本計画検討委員会は解散していることから、当該委員会の委員出席は求めないこととお願ひします。

**岩井邦夫（委員）**

ごみ処理基本計画検討委員会の委員が周辺住民意見交換会に出席するとしたら、あくまでも傍聴人という考えで良いですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

はい。

**亀倉良一（委員）**

私の考えは、案4に近いです。

案4は事務局の単独対応ですが、事務局に加えて委員長か副委員長を義務的に出席する形とし、その他委員には出席を義務付けないことで良いと考えています。

先程、藤森委員も言われましたが、やはり主催者側が数多く並んで、住民の皆さんがその間に挟まるという状況は、発言し難いと思います。

実は、先日、鬼沢学識経験委員が核のごみに関する外国視察に行かれた際のことを綴った本を読ませていただきました。

外国の人達は住民の意見吸い上げのために、本当に非常に細かい気配りをしているという話が載っており、そういうことは非常に大事だなと思いました。

何か機会があれば、お話いただければと思います。

ですから、余り主催者側ばかりが顔を並べるのではなく、本当に本音が言える、そういう

雰囲気を作るということが大事だと思います。

合わせて言えば、全員出席することを義務付けると、委員報酬の問題も絡んできます。

昨年度、検討スケジュールを4カ月延伸した際、報酬が欲しいからではないかという中傷がありました。

#### **渡邊忠明（副委員長）**

大筋は藤森委員、亀倉委員と同じ意見で、住民の皆さんにプレッシャーを掛けない配慮は必要です。

また、私が以前から申し上げ続けてきたことは、説明会などの際は学識経験委員にファシリテーターとして参加してもらいたいということです。

同じことを説明するにしても、専門家の学識経験委員と事務局では、住民の皆さんの受け取り方が全く違ってきます。

周辺住民意見交換会における説明は、事務局を基本にするにしても、技術的な質疑は学識経験委員から丁寧に応答いただければ、住民の皆さんのご理解が進むと思います。

なお、寺嶋委員長と河邊副委員長がいらっしゃれば、私の期待が叶えられると思いますが、次期施設のコンセプトを纏め、高効率発電の方針を決めていただいたのは、ごみ処理基本計画検討委員会なので、既に解散している状況ではありますが、可能であれば当該委員会の学識経験委員にも出席いただいて、ファシリテーターの役を果たしていただければありがたいという願望があります。

#### **寺嶋均（委員長）**

周辺住民意見交換会では、冒頭で今迄の経緯を説明しないと、恐らく住民の皆さんは意見を出し難いと思います。

周辺住民意見交換会における事務局からの説明内容及び進行方法などについて纏めたものを次回の会議資料として提出したほうが良いと思います。

#### **岩井邦夫（委員）**

今、凄く細かい話に移っていますが、私は各案の基本的な考え方が、まだ理解出来ていません。

例えば、周辺住民意見交換会の対象町内会数について、案1は16町内会で、案2は5町内会です。

なぜ、これほど違うのか説明が一切ないので、まず基本的な部分を教えていただかないと、議論が出来ないと思いました。

また、アクセス道路用地も候補地の一部に含めると決したのに、参考資料②で、「アクセス道路は現時点では含めず抽出」と記載しているのはなぜですか。

後々、アクセス道路周辺の町内会の方から反対だと言われたらどうするのですか。

そうした疑問がたくさんあるので、説明してください。

#### **寺嶋均（委員長）**

この2点について、事務局から答えていただかなければまずいですね。

#### **浅倉郁（事務局：主査）**

案1の16町内会は、候補地の敷地境界から300mの範囲内の町内会の全てです。

案2の5町内会は、候補地が属する地元町内会です。

**岩井邦夫（委員）**

属するということは、候補地がどこかの町内会に属するという意味ですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

はい。

また、アクセス道路のルートは現時点で決定していないので、参考資料②ではアクセス道路を含めずに周辺町内会の抽出を行いました。

**岩井邦夫（委員）**

アクセス道路のルートが決定したら、改めて周辺住民意見交換会を開催するというのですか。

アクセス道路の周辺住民も合意形成の対象にするという基準が決定していますので、順番がおかしいと思います。

**寺嶋均（委員長）**

周辺住民意見交換会の対象範囲は、岩井委員が仰るアクセス道路の用地も関係します。

候補地の敷地境界から300mの範囲内の全ての町内会を一堂に集めるような形で開催出来れば、アクセス道路の関係もかなりカバーするような形の周辺住民意見交換会になるのではと思えますが。

**岩井邦夫（委員）**

質問ですが、アクセス道路のルートは、用地買収が可能という前提がないと決定出来ないのでは。

**浅倉郁（事務局：主査）**

はい。

**岩井邦夫（委員）**

それでは、アクセス道路のルート決定は相当後になります。

**亀倉良一（委員）**

図面を見ると、幹線道路から候補地までの距離は、それほど離れていないです。

**岩井邦夫（委員）**

どの程度が「それほど」なのか分かりません。

**亀倉良一（委員）**

アクセス道路を造るにしても、参考資料②の町内会で大体カバーされている感じがします。

**岩井邦夫（委員）**

それであれば、参考資料②に「アクセス道路は現時点では含めず抽出」と記載する必要はありません。

**亀倉良一（委員）**

事務局の見解はどうですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

岩井委員の仰るとおり、アクセス道路用地も候補地の一部に含めることとしていますが、現時点ではアクセス道路のルートは決定していない状況です。

については、今後、アクセス道路ルートを複数想定し、当該道路用地を含めて300mの範囲を設定し、改めて周辺町内会の抽出を行いたいと思います。

**寺嶋均（委員長）**

そうすると、町内会数が更に増えますか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

町内会数が増える可能性はあります。

**寺嶋均（委員長）**

いずれにしても、アクセス道路用地も含めて、各候補地の影響範囲とも言える300mの範囲に該当する町内会に一堂に集まっていただくような形での周辺住民意見交換会としないことには、正直言って現状の時間軸の中では、こなすことが難しいと思います。

先程申し上げたように、全候補地で合同開催を行ったとしても、最低限7回の開催は必要となります。

相手のご都合もあるので、短期間に7回開催するのは相当厳しい条件となります。

**岩井邦夫（委員）**

だからといって開催しないわけにはいきません。

**寺嶋均（委員長）**

当然開催しなければなりません。

ただ、心配な部分として、合同開催の日程調整が合わず、1候補地で複数回の周辺住民意見交換会を開催するとすると、開催回数がどんどん増えてしまいます。

**岩井邦夫（委員）**

想定するときりがないので、合同の周辺住民意見交換会を何月何日に開催するとご案内するしかないと思います

また、周辺住民意見交換会に住民委員が出席しないでも良いという意見がありましたが、反対です。

用地検討委員会は、住民目線で用地選定を進めるという基本的なコンセプトがありますが、1番大事な周辺住民意見交換会に住民委員が出席しないことは、本末転倒だと思います。

直接、住民の皆さんの意見なり感情を聞くべきで、本来の趣旨から反していると思います。出席しないと周辺住民の皆さんの理解度・協力度を評価出来ません。

事務局と学識経験委員の意見や評価を鵜呑みにするしかない状況は勘弁してほしいと思います。

ただ、大勢の委員が出席する中、住民の皆さんの出席が少なかった場合はどうするのだという懸念も確かにあります。

よって、ある程度相手側の出席人数も考慮した上で、それに見合う委員数で出席すれば良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

岩井委員は案3に近い考え方ですか。

**岩井邦夫（委員）**

案3に近いです。

ただ、学識経験委員の全員が、全ての周辺住民意見交換会に出席する必要はないと思います。

また、こうした意見交換会を開催する場合、1番肝心なのは、住民の皆さんがどれだけ基本情報・知識を持っているかということです。

基本情報・知識をしっかりと伝えてから意見交換を行うべきだと思います。

過去、何回も同種の会議等を傍聴したことがありますが、感情論及び先入観で意見を述べる方もおり、良く聞いてみると誤解していることが多く多いです。

よって、次期中間処理施設の設備概要やスケジュールなどの基本情報を事前にきちんと説明してから意見交換を行うといった2段階構えが必要だと思います。

なお、基本情報の説明は事務局だけで行うことで良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

事務局側の事前説明が大事ということです。

**岩井邦夫（委員）**

私の経験では、基本情報の説明と意見交換を同時に行うと、論議が錯綜し時間が幾らあっても足りません。

**亀倉良一（委員）**

岩井委員は誤解されている部分があると思います。

私が申し上げたのは、過日の先進地視察と同様に、全員出席を義務付ける必要はないということです。

**岩井邦夫（委員）**

案4が良いという意見でしたから、住民委員は出席しなくて良いという意見なのかと。

**亀倉良一（委員）**

そうではなく、私自身は、全ての周辺住民意見交換会に傍聴人として出席することを考えています。

**岩井邦夫（委員）**

傍聴は自由ですが、傍聴しない委員もいらっしゃると思います。

**亀倉良一（委員）**

我々は、任務として住民の皆さんの意向を掴む必要がありますが、委員全員の出席を義務付け報酬が伴う形になると、先程申し上げたように、再度中傷があるかもしれません。

更には、住民の皆さんが非常に発言し難い雰囲気を作られます。

**岩井邦夫（委員）**

委員全員の出席を義務付けないものの傍聴を推奨するのであれば、委員は混乱します。

**亀倉良一（委員）**

各委員の都合もあると思うので、傍聴は各委員の判断で良いのではという意見です。

**渡邊忠明（副委員長）**

事務局に対する負担の関係で、ためらいがありましたが、基本的に岩井委員の意見が真っ当だと思います。

要するに、丁寧に整備する施設の概要等を事前説明してから意見交換を行わないと、相当

混乱します。

**岩井邦夫（委員）**

絶対に混乱します。

**藤森義韶（委員）**

住民の皆さんが1番関心を持っていることは、どのような施設を整備するのかということと、整備する施設によって自分達の生活にどのような影響を及ぼすのかということです。

よって、先程から意見が出されていますが、まず計画の全体像を明らかにしておくことは、論議する以前の問題だと思います。

また、自分達の生活にどのような影響を及ぼすのかということに関する意見を多く引き出すことは重要だと思います。

そうした考えに立脚し、周辺住民意見交換会の内容や運営は、これから詰めていけば良いと思います。

この場で細かい論議をしても時間が不足するので、まずは事務局で整理すべきだと思います。

また、周辺住民意見交換会の開催は、1回で終わらない町内会も出てくる可能性があると思います。

会議資料の1ページに、4週間という周辺住民意見交換会の開催スケジュール（案）が示されていますが、果たしてこの期間内で十分な意見交換が可能であるか疑問です。

十分な意見交換が出来ていない状況で審査を進めると、過去の例から見れば最終的には紛糾すると思います。

よって、そういう面から、1回目の意見交換は非常に重要だと位置付け、開催時間を余り制限してはだめだと思います。

十分な説明と、十分に住民の皆さんの意見を聞く必要があることから、1回の開催で不足するのならば、2回、3回と開催せざるを得ない場合もあると思うので、複数回の開催も想定しておく必要があると思います。

**寺嶋均（委員長）**

事務局のスケジュール（案）で周辺住民意見交換会をこなし切れるのか、あるいは1回の開催で済むのかということですが、最終答申に向けてスケジュールを調整する余地があるのかどうか。

調整する余地がなければ、このスケジュールで進めざるを得ません。

**岩井邦夫（委員）**

以前から申し上げていることですが、7月末に最終答申した後、行政側が建設候補地の地元住民の皆さんと地元還元などに関するネゴシエーションに入ると思います。

物凄い回数を重ねないと、最終結論は得られないかもしれませんが、あくまで合意形成は当該ネゴシエーションに期待したほうが良いと思います。

我々は最初から、短期間で開催する周辺住民意見交換会で合意形成を取り付けるとは考えていないはずなので、その点は勘違いのないようお願いします。

**藤森義韶（委員）**

そういう意味ではなく、最初に反対意見があるとすれば、最初の段階で出来るだけ理解を

得る取り組みを行う必要があるということです。

先程申し上げたとおり、十分な意見交換が出来ていない状況で審査を進めると、過去の例から見れば最終的には紛糾すると思います。

**岩井邦夫（委員）**

そこまでのことを7月末までに出来ると思いますか。

**藤森義韶（委員）**

スケジュールに合わせて進めることは、間違いのもとだと思います。

**岩井邦夫（委員）**

スケジュールを延伸すべきという意見ですか。

**藤森義韶（委員）**

逆に言えばそうです。

**岩井邦夫（委員）**

それならば分かります。

しかし、過日視察した先進地では、合意形成までに数年の期間を要しています。

**藤森義韶（委員）**

手を尽くす方法は色々あると思います。

なお、最終答申の目標及び前提としては、やはり7月末です。

**岩井邦夫（委員）**

住民の皆さんが正しい知識を持った上で議論しないと大変な話になるので、回数は関係なく事務局は地元の日参し、基本情報の説明を重ねるべきだと思います。

**藤森義韶（委員）**

それは当たり前の話です。

**渡邊忠明（副委員長）**

岩井委員が仰るとおり、周辺住民意見交換会は、住民の皆さんが、どのような意見や協力度をお持ちなのかを確認して、評価すれば良いことです。

また、確認しますが、合意形成に向けたネゴシエーションは、最終答申の後に行政側で行うことで皆さん合意していますよね。

**岩井邦夫（委員）**

以前、合意しています。

**渡邊忠明（副委員長）**

確かに合意していますよね。

それを確認しただけです。

**寺嶋均（委員長）**

色々な意見がありましたが、概ね案2または案3に近い意見が多かったと思います。

まず前提条件として、周辺住民意見交換会は候補地毎に合同開催する方針で進めないと、とても時間軸的には間に合わないのではないかとということ。

また、意見交換の冒頭に、組合から事業計画、これまでの用地検討委員会の審議経過、評価フレーム及び2次審査までの評価結果も、極力情報公開を図りながら進めるという形にな

ります。

また、委員全員が出席すると住民の皆さんに構えられてしまい、住民の皆さんは意見が出し難くなってしまおうという懸念から、必ずしも委員全員の出席の必要はないのではという意見が多かったと思います。

そうしたことから、交代で出席する形も考えられます。

#### **土田寛（学識経験委員）**

周辺町内会として16町内会を掲げていますが、地域合意の直接的な対象となる各町内会の世帯数及び人口は確認したほうが良いと思います。

また、300mの範囲には入らないものの、興味がある方の出席及び発言等はどう対処するのかという問題もあると思います。

また、1番気になることは、周辺住民意見交換会の開催時間や回数は、1度決める必要があるということです。

この種の問題に関する理解度・協力度の確認というのは非常に難関で、先程、世帯数及び人口の件を申し上げましたが、多分、何人が賛成ならば良いということではなく、1人でも反対の声が大きい場合は問題になる場合があるので、実は悩みどころだと思っています。

ついては、十分な手当てを限られた時間の中でどう行うのかということをも最初に検討したほうが望ましいと思います。

最後に質問ですが、案2における5町内会は、案1における16町内会の内数ですか。

#### **浅倉郁（事務局：主査）**

そうです。

#### **土田寛（委員）**

多分、事務局は想定していると思いますが、例えば日曜日に午前・午後・夜と3回同じ場所で同じことを繰り返せば、3日間で9セット開催出来ます。

これは出席いただく住民の皆さんの負担の話もあるかもしれませんが、300mの範囲外の方への対応云々ということでも利点があると思います。

出席いただく方が住民の皆さんの場合、個々においてご都合が合う・合わないといった問題が色々と生じます。

なるべく幅広くケア出来るように色々なセットで対応することも大切です。

また、住民委員・学識経験委員の区別なく、検討委員会としての最終答申を纏めるに当たり、難関な理解度・協力度について議論するためのベースとしては、少なからず雰囲気だけでも確認しておく必要はあると思います。

ついては、住民の皆さんの同意を得ることが前提となりますが、意見交換の状況を動画撮影しておき、欠席した委員も意見交換の状況を確認出来るような対応が考えられます。

個人情報の問題があることから、撮影データの取り扱いに慎重さは求められますが、物理的に出席するしないといった意見とは別に、理解度・協力度の議論にあたり、望ましい状況が確保出来るのではないかなと思います。

#### **寺嶋均（委員長）**

開催時間の問題や曜日の問題もあります。

住民の皆さんが出席しやすいのは、土日または平日の夜が考えられますが、相手方の都合により決める話なので、都合を早目に情報としてつかむ必要があります。

**岩井邦夫（委員）**

これまで、周辺住民意見交換会に委員が出席すると説明していることから、委員は出席しなければいけません。

**寺嶋均（委員長）**

全員参加を強制することは止めたほうが良いということは、本日、はっきり大方の意見としてあります。

また、住民委員も雰囲気把握しておく必要があるのではないかという意見もありますので、交代制も考えられます。

**岩井邦夫（委員）**

雰囲気把握しておく必要というよりも、住民側の意見は把握しなければなりません。

又聞きではなく、やはり直接把握する義務があると思います。

直接把握しないのであれば、住民委員の存在意義がありません。

**土田寛（委員）**

現地に赴いて開催する周辺住民意見交換会なので、内容はどうしても当該地区についてという話にならざるを得ないと思います。

ただし、当該地区の1次審査及び2次審査の結果云々の説明ということは、意見交換の主題にはならないので、どの町内会であっても、同じ内容をパラレルにきちんと説明したほうが良いような気がします。

また、単なる雰囲気にとまらず、先程申し上げた母集団の数も、きちんと情報をいただく必要があります。

例えば、ある町内会は人口100人のところ15人出席、ある町内会は人口30人のところ15人出席では、統計上の考察が全く異なります。

よって、なるべく多くの開催回数をセットし、都合の良いときに色々な方に出席していただくシステムのほうが、ランダムサンプリングに近くなることから、より良い形となります。

**寺嶋均（委員長）**

出席者の名前などを記帳していただくことは、個人情報などの問題があるので、以前も意見がありましたが、どこの町内会の方なのかだけを確認すれば良いと思います。

そうした形で出席人数を把握出来れば、土田学識経験委員から意見のあった母集団に対する出席者数が把握出来ます。

ただし、母集団の傾向として賛成なのか反対なのかを把握することは、相当なデータがないと難しいと思います。

**岩井邦夫（委員）**

周辺住民意見交換会で最も重要なことの1つは、次期中間処理施設整備用地として土地を提供する方と、候補地の周辺に居住する方では、明確に利害関係が異なることです。

我々が知りたいのは、候補地の周辺に居住する方の理解度・協力度の状況です。

用地買収が伴う土地所有者が事業に賛成するのは、当たり前の話です。

については、候補地の土地所有者は周辺住民意見交換会に出席出来ない若しくは出席しても土地所有者と記した札を付けていただいたうえで、発言出来ないという措置が求められると思います。

**土田寛（委員）**

正に個人情報になりますが、大丈夫ですか。

**藤森義韶（委員）**

周辺住民意見交換会の開催場所は、先日の現地調査で確認した限り、どの候補地も周辺に大きな施設がないことから、地域の小さな集会所になると思います。

よって、必然的に出席人数が制限されるという問題があります。

**寺嶋均（委員長）**

収容能力という意味ですね。

**藤森義韶（委員）**

そうした収容能力も事務局で事前に調査しておく必要があると思います。

どこで開催すれば住民の皆さんが1番出席しやすいかということもありますが、開催場所によっては、検討委員会及び事務局側だけで会場が一杯になってしまうことが懸念されます。

**岩井邦夫（委員）**

前回計画における事例ですが、大塚三丁目町内会の集会所で地区説明会を開催した際、住民の皆さんの出席者が非常に多かったことから室内に全員を収容できず、事務局の説明を屋外で聞いていた方もいました。

**寺嶋均（委員長）**

その際、室内に何人位収容出来ましたか。

**岩井邦夫（委員）**

室内は30名位だと思いますが、同じ位の数の住民の皆さんが、屋外で説明を聞いていました。

確かに開催場所の問題はあります。

**寺嶋均（委員長）**

事務局側の今後の作業として、何点かお願いします。

1点目、周辺住民意見交換会は、いずれにしても合同開催という形で進めたいと思うので、適した開催場所の検討を進めてください。

2点目、土田学識経験委員から意見がありましたが、午前・午後・夜と時間帯をフルに活用することも踏まえて、各町内会の意向を調査し、開催日時をスケジュールに落とし込んでください。

3点目、周辺住民意見交換会の開催場所がどこであれ、委員全員が出席するわけにはいけないと思うので、交代制を前提として割振りを検討してください。

4点目、円滑な意見交換を図るべく、周辺住民意見交換会における事務局からの説明内容及び進行方法などについて纏めたものを次回の会議資料として提出してください。

**渡邊忠明（副委員長）**

大前提として、事務局から住民の皆さんへ、これまでの経緯及び事業規模などの基本情報

を提供したうえで、委員会が対応することを是非お願いしたいと思います。

**寺嶋均（委員長）**

その点は事務局側でよろしくをお願いします。

**浅倉郁（事務局：主査）**

貴重な意見ありがとうございます。

周辺住民意見交換会などで把握する周辺住民の皆様の理解度・協力度の状況は、3次審査の評価項目で最大のウエイトを占めています。

現在、関係する町内会等の世帯数等については調査中ですが、町内会等に参加していない世帯も相当ある状況です。

よって、周辺住民意見交換会の開催案内文は、関係町内会エリア内の全戸配布を検討していますが、既に誤解が生じている部分があるので、開催の目的を明確にすることが大変重要であると考えています。

例えば、建設地が既に決定したうえでの周辺住民意見交換会であると勘違いをされている住民の皆様もいらっしゃることから、その辺も含めた丁寧な説明が必要だと考えています。

については、委員長から指示いただきましたが、周辺住民意見交換会における事務局からの説明内容及び進行方法などについて纏めたものを次回の会議資料として提出したいと思います。

**岩井邦夫（委員）**

周辺住民意見交換会は、候補地の全てを対象に開催するのではなく、2次審査である程度候補地を絞ったうえで、有力な候補地だけを対象に開催することは考えられませんか。

**寺嶋均（委員長）**

周辺住民意見交換会の開催時は、2次審査における評点及び順位が明らかになっている状況です。

**岩井邦夫（委員）**

2次審査における評点が余りにも低い候補地は、関係する町内会と意見交換をする必要がないのでは。

**寺嶋均（委員長）**

足切りをするかどうか。

**藤森義韶（委員）**

それは問題だと思います。

**岩井邦夫（委員）**

だめですか。

**藤森義韶（委員）**

候補地を公募したのだから、最後まで審査すべきだと思います。

**岩井邦夫（委員）**

候補地の公募に対して応募したのは、土地所有者です。

**藤森義韶（委員）**

応募者は土地所有者ですが、周辺住民の皆さんは応募していることを知っているか、現在

知らなくとも今後知り得ることです。

2次審査の時点で足切りをして、周辺住民意見交換会を開催する候補地と、開催しない候補地があることは、不公平が生じてしまうと思います。

#### **黒須良次（委員）**

今の議論の大前提に関わることで、確認したい点があります。

ニュータウン中央駅前の地区には1件で4～5百世帯、居住者が1,000人を超えるようなマンションがあります。

高層や超高層の建物なので、高さ的に工場の排気との関係が考えられるようなところに住んでいる方がおられます。

一方、他の地区見ると、少しでも300mに掛かると、候補地から1km位の範囲まで広がる自治会や町内会が含まれています。

これと同じような捉え方でいくと、中央地区では北地区や南地区の自治会が含まれるのではないかと思います。

今、資料を見てびっくりしたのですが、300mの範囲に引っ掛かるのは、「小倉台アビック21」と「サンクタス千葉ニュータウン中央」の2件だけです。

ここだけに説明して、反応を見るというのは適切さに欠けるような説明の仕方ではないかと思います。

他の候補地の字の大きさ、地域の広がり等も考慮すると、300mという機械的なラインは1つの目安だと思うので、中央地区については最寄りのマンション群の居住者の方々にも説明を行うべきではないでしょうか。

#### **岩井邦夫（委員）**

現在地以外は、300m以内にマンションは掛からないのですか。

以前もその議論が出ましたが、現在地の大塚一丁目に隣接する町内会があるのか確認した際、事務局からないと説明がありました。

その場合、住民合意をどうするのか確認したところ、対象範囲を広げて考えるという答えがあったと記憶しています。

#### **浅倉郁（事務局：主査）**

機械的という意見がありましたが、現在地の敷地境界から300mの範囲内の町内会・自治会等としては、「小倉台アビック21」と「サンクタス千葉ニュータウン中央」が掛かります。

#### **河邊安男（副委員長）**

対象範囲として300mという基準を既に会議で決しているのです、当該基準に則り進めるのが前提だと思います。

#### **岩井邦夫（委員）**

これまでの会議で、対象範囲の300mは狭過ぎるので、もっと広いエリアを対象にすべきという意見があり、対象範囲は何mが良いのか、500mが良いのか、1kmが良いのかという議論がありましたが、確かに対象範囲は300mしかないという結論に達しています。

### **寺嶋均（委員長）**

民間事業が対象となる千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱によると、計画区域から概ね200m以内の地域及び搬入道路の沿道に居住する住民に対し、事業計画の説明会を開催する必要があると規定されています。

対象範囲300mは、当該県指導要綱の規定よりも100m程範囲を広げた形になります。

### **岩井邦夫（委員）**

周辺住民意見交換会の対象範囲は300mで決めていますので、それで良いと思いますが、今後、建設候補地を決定した以降は、更に広いエリアの住民の皆さんの意見も聞かなければいけないと思います。

なお、現在地だけ対象範囲を500mなどに広げることは、疑問が生じます。

### **黒須良次（委員）**

周辺住民意見交換会の対象範囲は、300mの範囲内の町内会等で決しましたが、大きな字における集落の一部が300mの範囲に掛かれば、候補地から1km離れたところも関係地域となります。

それとは逆に、千葉ニュータウン中央地区は、土地が高度利用され人口密度も高いことから町内会等の単位が非常に小さいのが実情で、300mの範囲に掛かる町内会等は2団体だけです。

ところが、千葉ニュータウン中央地区の住民の皆さんは、クリーンセンターに非常に興味を持っていますし、継続的に運営されている印西クリーンセンター環境委員会も、かなり広い範囲で組織している実態があります。

そうしたことを無視して、300mの範囲内の町内会等だけを対象にすることは、千葉ニュータウン中央地区の住民にとっては納得出来ない部分が相当あると思います。

### **岩井邦夫（委員）**

その意見は分かります。

印西クリーンセンター環境委員会は20年以上運営していますが、対象となる町内会等は、煙突からの排煙の着地濃度が1番高い地点よりも更に広いエリアである半径2.5キロ以内の町内会等として、現在、33町内会等から委員を出しています。

煙突からの排煙の着地濃度が1番高いところの影響が大きいので、私も対象範囲を広げたほうが良いと考え、会議で意見を出しました。

しかし、既に会議で決して答申も行った対象範囲300mを変更し、現在地だけ特例を認めると、他の地域の住民の皆さんからの疑問が生じてしまうことが考えられます。

あくまで、住民合意形成は、次のステップがあると理解しています。

### **亀倉良一（委員）**

住民合意形成は、300mの範囲内で異議がなければ、範囲外の地区から異議があっても、問題ないという捉え方ではないと思います。

### **岩井邦夫（委員）**

そのとおりで、住民との合意形成は、建設候補地を決定した後に図るものです。

**亀倉良一（委員）**

住民合意というものは、かなり相対的なものです。

先ず、2次審査の評価項目No.5で300mという範囲を区切った意味は、点数付けを行うにあたり、例えば一定範囲内における住宅の有無を1つの基準として、対象範囲を決めたものです。

そうした基準で数値化しランキングするという意味合なので、それは住民合意全体で色々な基準がある中の1つに過ぎないと思います。

今回、各候補地の現地調査を行った後、一例として、住宅が少ない候補地と住宅が多い候補地のランキングがそれなりに付けられました。

次のステップは、周辺住民意見交換会を開催し、実際にそこに住んでいる人達の考えや意向を聞こうというところに来ているわけですが、開催案内の仕方という実務的な部分で一番やりやすいのは、町内会を通して、町内会の住民の皆さんにお知らせすることだと思います。

そういう意味で、参考資料②の町内会の名前が挙がっていると理解しています。

なお、周辺住民意見交換会は、対象とする町内会以外のところから出席される住民の皆さんも当然いるし、意見も仰ると思います。

我々が透明性を持って審議をしている、そのやり方の1つを基準として明らかに打ち立てようではないかという意味で進めているので、300mに余りこだわる必要はないと思います。

また、合意形成を図るという意味でも、300mにこだわる意味はないと理解しています。

**渡邊忠明（副委員長）**

周辺住民意見交換会を開催する目的は合意形成ではなく、理解度・協力度を把握することです。

**岩井邦夫（委員）**

反応を確認すると言いますか。

**渡邊忠明（副委員長）**

合意形成を図ることは、我々が最終答申した後に事務局側で行うことです。

**河邊安男（副委員長）**

やはり、既に設定した基準で進めないと收拾がつかないと思います。

周辺住民意見交換会の対象は、300mの範囲内の町内会等に居住する住民の皆さんと決めています。

300mの範囲外の住民の皆さんが出席しても全然構わないわけですが、基準は300mとして進めるべきです。

あくまでも、今議論すべきことは、周辺住民意見交換会をどのようなメンバー構成で臨むのかということです。

周辺住民意見交換会の詳細事項やシナリオなどは、次回会議で資料提出があるということなので、その際に細い部分の審議をすれば良いと思います。

**黒須良次（委員）**

各候補地の中で、現在地以外は全て市街化調整区域の農村地帯です。

現在地は、唯一の市街化区域内で、既にたくさんの方が周辺に住んでいます。

そうした状況で、現在地に関し「小倉台アビック21」と「サンクタス千葉ニュータウン中央」だけを対象とするのは、余りにも代表性がなさ過ぎると思います。

少なくとも、300mから500m位の最寄りの町内会や管理組合、場合によっては千葉ニュータウン中央北地区及び南地区の連絡会にも声を掛け、周辺住民意見交換会に出席していただくべきではないかと思います。

#### **渡邊忠明（副委員長）**

現在地は既に清掃工場として都市計画決定されている場所なので、その重みというものも考えなければならないと思います。

#### **黒須良次（委員）**

今回、施設の更新に当たり、用地まで含めて検討するという事は、清掃工場としての都市計画施設を存続させるかさせないかという判断に関わる事なので、これまではこうであったという議論は余り意味がないのではないかと思います。

#### **渡邊忠明（副委員長）**

分かりました。

#### **寺嶋均（委員長）**

色々な意見をいただきました。

先程、民間事業が対象となる千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱によると、計画区域から概ね200m以内の地域及び搬入道路の沿道に居住する住民に対し、事業計画の説明会を開催する必要があると説明しました。

300mの範囲は、評価のための基準として設定したのですが、技術的な観点から考えると、ごみ焼却施設の周辺に与える環境影響として、煙突からの排煙に関しては大気汚染があります。

これは、岩井委員から意見があったように、2km前後の最大着地濃度地点であっても問題や健康影響のない施設を整備することは当然だと思います。

また、これまでの検討委員会の中で議論はしていませんが、300mの範囲に関する私の受けとめ方は、騒音、振動及び悪臭といった、近隣公害的なものです。

また、ごみ収集車の通行による交通問題や臭気の面で考えても、300mは妥当な影響範囲として考えられると思います。

純技術的な観点における解釈論のような形になるかもしれませんが、そのような受けとめ方もあると思います。

現在地は、確かに300mを超えたところの近くにマンションなどの住宅が多い地区ではありますが、既に評価基準を決めているので、最終答申書に「現在地は300mの範囲外に近接して住宅群が形成されている」というコメントを加えることが考えられます。

最終的に、そのコメントを含めた最終答申書に対し、管理者・副管理者がどのような政策判断をするのかという流れになると思います。

#### **黒須良次（委員）**

委員長の客観的なご説明、非常に分かり易かったのですが、臭気やごみ収集車が集中する

ことによる近隣公害的なことを背景として、300mの範囲にするのであれば、全ての候補地で300m以内に居住している住民の皆さんだけを対象にすべきだと思います。

現在地では300m以内となっていますが、他の候補地はそうではなく、地区面積が広いので、大半の方が300mを超えるところに居住しています。

結局、そうした実質的な差が出てくるので、300m以内の町内会等と括った最初の意味合いが全く違うものになるのではないのでしょうか。

**岩井邦夫（委員）**

それは少し違うと思います。

300m以内に居住している方だけを対象とするのではなく、300m以内に存在する町内会の全住民を対象にすると決しました。

300m以内に、対象となる町内会の住民が1%しか居住していなくても、残り99%の住民を含めた町内会の全住民を対象にするということです。

**黒須良次（委員）**

そうすると、対象範囲の客観的な影響の中身と、対象住民とが全く違うということになります。

**岩井邦夫（委員）**

既に会議で決したことです。

**黒須良次（委員）**

町内会等の範囲について、他の地区と同じように、中央地区をもう少し広げて解釈してはどうかというのが私の意見です。

**岩井邦夫（委員）**

分かりますが、その辺も踏まえて議論して決めたことを元に戻すのは、非常に非効率的な議論の進め方だと思います。

**黒須良次（委員）**

現在地について、「小倉台アビック21」と「サンクタス千葉ニュータウン中央」だけを対象として果たして代表性があるのか疑問です。

評価そのものの根拠や進め方に公平性が欠けるという話になると思います。

**藤森義韶（委員）**

現在地で印西クリーンセンターを長く操業しているので、その影響を地域住民の皆さんは十分知っています。

そういう面から考えると、300mにこだわる必要はありますが、現在地に限っては柔軟な方策を採った方が良いと思います。

また、ここに余り時間を掛けていると全体の議論が全く出来ません。

**寺嶋均（委員長）**

これまで継続して審議し決めてきた内容ですが、現在地に関しては柔軟対応という意見がありました。

それに対しての1つの方法論ですが、先程申し上げたとおり、候補地を順位付けする最終答申書に「現在地は300mの範囲外に近接して住宅群が形成されている」といった地域情報

に関するコメントを加えることが考えられます。

最終的に、そのコメントを含めた最終答申書に対し、管理者・副管理者がどのような政策判断をするのか任せるしかないと思います。

**亀倉良一（委員）**

候補地毎の地図及び現地調査の結果からすると、参考資料②に掲げている町内会を対象にすれば、関係者全員に周知されるという感じを持ちます。

しかし、黒須委員の意見のとおり、現在地に関し「小倉台アビック21」と「サンクタス千葉ニュータウン中央」だけを対象とするのは、関係者全員に周知することにならないと思います。

よって、現在地については、対象町内会を例えば印西クリーンセンター環境委員会の構成町内会などとし、実際的に広く捉えたほうが良いと思います。

**岩井邦夫（委員）**

印西クリーンセンター環境委員会の構成団体だけでも33町内会、環境委員を選出していない町内会を加えると50町内会程度ありますが、その全てを対象とすべきという意見ですか。

**亀倉良一（委員）**

印西クリーンセンター環境委員会に知らせるということは別に悪いことではないし、実際に関心を持っているので、門戸を広げて周辺住民意見交換会に臨むということです。

**岩井邦夫（委員）**

印西クリーンセンター環境委員会の委員である私にとっては非常にありがたい話です。

私は、用地検討委員会の審議状況を会議開催の都度、環境委員の皆さんに文書で報告していますが、環境委員会の構成団体の全てが周辺住民意見交換会に来ていただけるのであれば、1番良いです。

**亀倉良一（委員）**

現在地の場合だけは、そのようにしたほうが実態に合うと思います。

**藤森義韶（委員）**

異議なし。

**渡邊忠明（副委員長）**

確かに一旦300mと決めましたが、改めて決め直すのであれば、現在地の場合は根拠のある印西クリーンセンター環境委員会の範囲としたほうが分かり良いのではないのでしょうか。

**亀倉良一（委員）**

300mの意味合いは、周知する範囲を300m以内にするという意味合いではなく、候補地を評価するに当たってのエリアです。

**岩井邦夫（委員）**

範囲基準は300mとして中間答申済みなので、これから現在地だけを特別に変更するとしたら、中間答申書を変更提出しなければなりません。

しかし、実際のところ変更提出は無理だと思います。

我々が合意形成を図るわけではないし、評価の時点で対象を広げれば広げるほど物凄い時間が掛かるのは目に見えていることから、範囲基準は300mのまま粛々と作業を進め、7月末の提出を予定している最終答申書に、例えば「現在地は300mの範囲外の近接地に住宅群が形成されていることから、合意形成に当たっては、より広いエリア、極端に言えば2kmの範囲内を対象とされたい」といった意見を付記すれば良いと思います。

**亀倉良一（委員）**

現在地に関する周辺住民意見交換会の周知先が「小倉台アビック21」と「サンクタス千葉ニュータウン中央」だけというのは、やや妥当性に欠けると思います。

**岩井邦夫（委員）**

そのようなことはありません。

300mの範囲内という基準で周知しましたということで良いと思います。

**土田寛（学識経験委員）**

少しディテールの話にもなっているようですが、先程、委員長が仰った周辺住民意見交換会の目的、公開・非公開、進め方、内容などを事務局で纏めた後、次回会議で本審議を進めたほうが良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

周知方法も含めて。

**土田寛（学識経験委員）**

周知方法は公開・非公開の関係となりますが、次の議題もあることから、是非そういう形で審議を進めることにしてほしいと思います。

**渡邊忠明（副委員長）**

異議なし。

**寺嶋均（委員長）**

現在地に関する周辺住民意見交換会について、「小倉台アビック21」と「サンクタス千葉ニュータウン中央」に限定して開催するか、他のマンションなどの方の出席も自由にするか。

今の時代、出席は自由になると思いますが。

**土田寛（学識経験委員）**

出席は拒めないと思います。

**寺嶋均（委員長）**

そうすると、周知範囲をどう考えるか。

**渡邊忠明（副委員長）**

岩井委員が良い提案をされましたが、やはり土田学識経験委員が仰るような整理を事務局が行った上で、一旦頭冷を冷やしてもう一度審議したほうが良いと思います。

**浅倉郁（事務局：主査）**

周辺住民意見交換会の目的等の整理ですが、皆様から貴重な意見をたくさんいただき、また、皆様に審議していただくにあたり、余りにも情報が少な過ぎたと思いますので、次回会議までに整理したいと思います。

**柴田圭子（委員）**

確認ですが、武西地区①は、300m以内の町内会として、八千代市の小池地区が掛かるという話を現地調査の際に聞いた記憶がありますが、対象外ですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

現地調査の後、八千代市役所に赴き、小池地区は300m以内に掛かっていないことを確認しました。

**柴田圭子（委員）**

分かりました。

また、資料1ページの案2は、5つの地元町内会を対象とした周辺住民意見交換会に委員が出席と記載していますが、地元町内会とは候補地が属する町内会という意味ですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

そうです。

**柴田圭子（委員）**

そうすると、例えば岩戸地区の場合、4つの町内会を1つのパックにして周辺住民意見交換会を開催するという発想ではないのですね。

そのような形で開催すれば、周りの方の意見を聞くという意味では、範囲の枠が少し広がると思います。

**浅倉郁（事務局：主査）**

案2は、候補地が属する地元町内会の周辺住民意見交換会は委員が出席し、その他の周辺住民意見交換会は事務局対応とする案です。

**柴田圭子（委員）**

分かりました。

しかし、複数の町内会をパックにした周辺住民意見交換会も検討したほうが良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

次回会議において、本日の委員意見を反映させた事務局案を提出してください。

(暫時休憩)

**寺嶋均（委員長）**

ここで10分間程度の休憩をとりたいと思います。

(再開)

**寺嶋均（委員長）**

用地検討委員会を再開します。

## 次第7 候補地の募集結果について

### **寺嶋均（委員長）**

次第の7番、「候補地の募集結果について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

### **浅倉郁（事務局：主査）**

会議資料2ページご覧ください。

本年1月6日から3月末までの期間で候補地の募集を行ったところ、岩戸地区、草深地区、滝地区、武西地区からは2箇所、及び吉田地区の計6箇所の応募がありました。

次に参考資料④をご覧ください。

関係市町による前回計画の比較検討地5箇所の再推薦及び新たな候補地の推薦はいずれもありませんでした。

### **寺嶋均（委員長）**

事務局からの説明が終わりました。

質問や意見があればお願いします。

（「なし」との発言あり）

## 次第8 候補地の1次審査（案）について

### **寺嶋均（委員長）**

続きまして次第の8番、「候補地の1次審査について」を議題とします。

1次審査に関連する応募者からの意見書を含めて、事務局から説明をお願いします。

### **浅倉郁（事務局：主査）**

会議資料の3ページ及び確認資料の1-1ページから1-9ページまでをご覧ください。

また、関係する意見書も提出されています。

1次審査は、確認項目である面積要件、洪水浸水地域であるか否か、自然公園法で規定する公園用地を含むか否か、また、施設の建設、運営に著しく不適または困難な土地であるか否かの点について、現時点で把握している情報をもとに事務局において確認を行い、マルバツで記載しています。

現時点では、全ての候補地で著しく不適であると判断する要素はありませんでした。

ほぼ条件を満たしているものと判断出来ますが、アスタリスクを付けて備考欄に注記を記載している詳細確認作業中の事項も何点かありますので、引き続き確認作業を進めます。

また、No.4その他は、2次審査以降でも判明した場合は除外することとしています。

なお、備考欄に注記していませんが、2点の個別案件がございます。

1点目ですが、候補地の応募に当たっては、土地所有者全員の連名により応募をいただく

こととしていますが、応募を受理した後、事務局から印西市へ依頼し土地所有者の確認を進めたところ、未相続地の法定相続人に錯誤が認められる候補地が1箇所ありました。

具体的には、法定相続人が計5名のところを1名の同意書しか添付されていません。

先ず本件の取り扱いについて、審議をお願いします。

**岩井邦夫（委員）**

その候補地はどこですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

地区名ですか。

**寺嶋均（委員長）**

その地区名を公開会議で発言すると影響が出てきますか。

**柴田圭子（委員）**

新たに所有者が4名増えるにしても、所有者が1名の候補地が実は5名の場合と、所有者29名の候補地が実は33人の場合とでは、状況が全然違います。

よって、どの候補地なのか説明してもらったほうが良いと思います。

**岩井邦夫（委員）**

それよりも、所有者全員の同意のもとに応募しなければいけないという条件から外れてしまうのでは。

**柴田圭子（委員）**

どの候補地なのかは確認する必要があると思います。

**黒須良次（委員）**

未相続地の件を再度丁寧に説明してください。

**浅倉郁（事務局：主査）**

候補地は、土地所有者全員の連名、要は土地所有者全員の同意を得た上で応募していただくことを募集要項に記載していますが、応募を受理した後、事務局から印西市へ依頼し土地所有者の確認を進めたところ、未相続地の法定相続人に錯誤が認められる候補地が1箇所ありました。

実際には法廷相続人が5名存在しますが、当該5名のうち1名の同意書しか添付されていない状況です。

**寺嶋均（委員長）**

5名の相続人のうち1名の同意書しか添付されていないので、残る4名の同意書が不足しているという状況です。

**亀倉良一（委員）**

同意書が不足している理由は、事業に反対しているからですか。

それとも事務的なミスですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

現時点で、詳細な確認は取れていないです。

**黒須良次（委員）**

応募者は、法定相続人を含む土地所有者全員の同意が必要という条件について、ご存じだ

と思いますが、土地所有者さん自身が錯誤しているケースなどもあるので、事務局で具体的に事実関係を調査し、整理した上でないと議論が進まないと思います。

**渡邊忠明（副委員長）**

仰るとおりです。

**寺嶋均（委員長）**

確かにその点をはっきりしないと困るわけですが、事務局の考え方としては時間軸が決まっているので、まだ不確定な状況ではあるものの、現時点の状況及び情報により審査は進めたいということですか。

また、仮に同意書が不足している4名の法定相続人の一部に反対者がいることが今後明らかになった場合は、その段階で除外するという進め方にしたいということですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

次回会議までに不足する同意書が取れるかどうか整理し、皆さんにお示しできるようにしたいと考えていますが、その際は、会議で決させていただく形でよろしいですか。

**寺嶋均（委員長）**

1次審査は、ある面では事務局で調査可能な範囲だと思います。

2次審査までに法定相続人の同意が得られなければ、候補地から除外せざるを得ません。

**山本博久（委員）**

事務局から会議で決させていただくという話がありましたが、あくまでも応募要件の不備であれば、会議で決するというのではなく、自動的に候補地から除外することになると思います。

（「異議なし」との発言あり）

**渡邊忠明（副委員長）**

事務局で整理すべき点は事務局で整理してください。

**浅倉郁（事務局：主査）**

はい。

**岩井邦夫（委員）**

ただ、応募条件の話なので、事務局から法定相続人に連絡して、意向等を確認する必要はありません。

**川砂智行（事務局：副主査）**

浅倉から説明のあった未相続地の関係ですが、該当する候補地に土地所有者さんは複数いらっしゃいます。

その内の1筆に未相続地がある状況ですが、その他の土地の所有者の同意状況は問題ありません。

今回、6箇所から応募がありましたが、その内の4箇所は応募日が3月末なので、実質4月に入ってから土地所有者の権利確認等を行っている状況です。

よって、現時点で土地所有者の権利関係等の調査は全て終わっていません。

先程説明した5名の法定相続人の内、4名の同意が不足している件は、現時点で発覚している1案件を例示しているだけなので、今後、他の候補地においても同様の不備や錯誤が発覚する可能性は否定出来ません。

なお、募集要件を満たしていない当該候補地を現時点で除外することは、もちろん出来ませんが、事務局としては本件について、あくまで手続上の問題・不備であり、現時点で候補地から除外する決定的な事由には当たらないと考えています。

また、先程説明したように、その他の土地の所有者の同意状況は問題ありません。

そうしたことを考え合わせると、事務局としては一定の期限までに不足する同意書を提出していただくことで差し支えないものと考えています。

一定の期限をどこに置くかという部分では、1つの案としては、次回の第11回会議の会議開催日まで、又は、2次審査が完了するまでなどが考えられると思いますが、そのあたりを審議していただければと思います。

**岩井邦夫（委員）**

土地所有者の権利関係等の調査が完了していないならば、決めようがないです。

**寺嶋均（委員長）**

今後、候補地が次々と減っていく可能性があります。

**亀倉良一（委員）**

当該候補地の土地のうち、法定相続人の同意書の添付漏れが認められた土地を除くと、用地条件の2.5haに満たないのですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

具体的な面積を申し上げますと、当該候補地が特定されてしまいますが、法定相続人の同意書の添付漏れが認められた土地1筆が応募地総面積の16%程度を占めております。

**亀倉良一（委員）**

当該地は全体の16%になると。

**岩井邦夫（委員）**

当該地が候補地の端ならば良いですが、中心部なら話にならないです。

**柴田圭子（委員）**

今確認中ということなので、これからもこうした不備が発覚する可能性があります。

ただ、現段階で募集条件を満たさないことを理由に除外することは、少し行き過ぎのような気がします。

少なくとも2次審査を完了させる予定の5月の会議開催までに、募集条件を満たしている状況なのか確認出来れば良いと思います。

そうしたことを条件とし、1次審査、2次審査を進めて良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

権利関係等は5月の次回会議までに最終確認し、問題のないことを前提に本日の審査を進めたら良いのではという意見ですが、いかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

**黒須良次（委員）**

異議ありませんが、相続はいつ起こるか分からないので、ほかの候補地で相続が起こり、同じような問題が生じる可能性もあります。

要するに、候補地として応募することに法定相続人ないしその代理人の同意が得られれば良いと思いますので、その辺を適切に整理して進めて欲しいと思います。

**寺嶋均（委員長）**

黒須委員から話がありましたが、遺産相続などの手続完了を求めると相当な時間が必要となるので、候補地として応募する同意書を関係者から提出してもらうということになります。

その辺は次回会議までに事務局で手配し、問題のないことを前提に本日の審査を進めますので、あくまで性格としては仮の審査となります。

**浅倉郁（事務局：主査）**

もう1点、個別案件があります。

こちらにも具体的な候補地は申し上げられませんが、複数の応募者から、建設候補地として決定した以降、候補地に隣接する土地の所有者への配慮の観点から、当該隣接地を候補地に加え、新たに加えた土地の面積分について、自分の土地を削りたいという趣旨の相談がありました。

ただし、そうした場合、予め定めた比較評価項目・基準・配点に基づく評点結果が変わってしまう可能性があります。

**岩井邦夫（委員）**

候補地に隣接する土地の所有者は了解しているのですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

現時点では確認していません。

**岩井邦夫（委員）**

それでは判断出来ません。

**寺嶋均（委員長）**

隣接地の土地所有者が買収を希望しているのであれば、共同で応募していただくのが1番良いのですが。

**渡邊忠明（副委員長）**

複数の土地所有者の場合、全員が同意のうえ、応募するという決めています。

**浅倉郁（事務局：主査）**

口頭での説明が難しいので、正面のホワイトボードに状況を図示して説明します。

(ホワイトボードに状況を図示)

**川砂智行（事務局：副主査）**

赤実線で囲った土地を応募地とします。

緑実線で囲った土地を応募地の隣接地とします。

赤点線で囲った土地は、応募地と隣接地を跨ぐ位置関係とします。

なお、赤実線と赤点線は同面積とします。

状況としては、赤実線が建設候補地として選定された後、緑実線は当然のことながら用地買収の対象にはなりません。地元のコミュニティー等々の関係を理由として、赤点線を候補地に変更したいという相談です。

ただ、先程、浅倉から説明があったように、赤実線と赤点線では多少なりとも候補地としての位置がずれますので、予め定めた比較評価項目・基準・配点に基づく評点結果が変わってしまう可能性があります。

赤点線の場合、例えば、新たに住宅が300m以内に入ってしまう、逆に範囲外となることによる評点の変更です。

ただし、最終答申における候補地の順位が入れ替わらなければ、実際の問題は少ないと思います。

この辺を審議いただければと思います。

#### **岩井邦夫（委員）**

冷たいようですが、応募の段階で2者の土地所有者の同意のもとに進めるべきだと思いますので、認められないと思います。

#### **渡邊忠明（副委員長）**

同感です。

事前に整理しておくべきです。

#### **岩井邦夫（委員）**

どうしても隣接地を候補地に加えたいのならば、応募区画を明確にして、応募変更すべき話です。

#### **寺島均（委員長）**

応募者にそうした話を一応してみることは、良いと思います。

#### **黒須良次（委員）**

応募内容を変更することは当然有り得ることなので、想定もしておかなければいけないことだと思います。

よって、応募変更を希望されるのであれば、期限を設けたうえで、問題がなければ受理することも1つの方法だと思います。

#### **山本博久（委員）**

状況によって、そうした手続きも必要になるとは思いますが、用地検討委員会は客観的な採点をもって候補地の順位を決めるので、現時点で応募変更が出来ますという結論は出せないと思います。

応募変更が出来るのであれば、今後、他の候補地でも「事情が変わったので変更したい」、「ここならば評価点もさほど変わらないと思います」と言われてしまいます。

よって、用地検討委員会としては、あくまで現候補地を評価するという1点しかないと思います。

今後、どうしてもという案件が出た場合は検討するしかないとは思いますが、現時点で良いとは言えないと思います。

**寺嶋均（委員長）**

他の候補地に波及する可能性もあるということです。

**山口進（委員）**

土地の交換等は、関係者間で決めてもらえば良いと思います。

**岩井邦夫（委員）**

取り替えではなく、赤実線と緑実線の土地で候補地を半分ずつ出し合うという形です。

**山口進（委員）**

個人的に取り替えてもらえば良いと思います。

**岩井邦夫（委員）**

それは応募者からの要求の範囲外ではないですか。

**堀本桂（委員）**

赤実線が建設候補地として決定した後に、緑実線の土地所有者は清掃工場整備用地として使って良いという意向を示している状況ですか。

そうした意向を示しているのならば、応募変更すれば良いと思います。

**浅倉郁（事務局：主査）**

現時点で緑実線の土地所有者の意思は未確認です。

応募者からの相談内容です。

**藤森義韶（委員）**

今回は赤実線で応募したが、建設候補地として決定した段階で赤点線に変更したいという意味なのか、それとも詳細は曖昧なのか、その辺がどうもはっきりしません。

また、今後、緑実線の土地所有者が断ってきたらどうするのか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

その質問に関連して、追加説明をします。

現段階で、なぜ赤点線の位置で応募しないのかという疑問が当然あると思いますが、現段階は、あくまで複数の候補地の中の1つであり、建設候補地に選定されるか分からないので、そうした不確定な状況で近隣の方に色々と具体的な相談をすることは避けたいという意向ですが、最終的に建設候補地として選定された場合は、周辺住民の皆様との合意形成等々ありますが、当該地で事業化される可能性が非常に高くなることから、建設候補地として選定された暁には、隣接する土地の所有者に配慮したいとの意向です。

その際、事務局としては、当然のことながら緑実線の土地所有者が所有権移転に応じていただけることを確約していただけないとスタートラインに立てないものと考えますが、合わせて、先程も説明したように位置がずれることで評価点が変わる可能性があります。

変更を認めた後に、例えば最終答申の1位と2位の順位が入れ替わると大変なことなので、少なくともそういった場合は認められないと考えています。

本件は最終答申後の案件ではあるものの、現時点でこういった相談が複数の候補地の応募者からあったことから、対応方法について最終答申の記述部で少し触れてもらえればと考えていますが、現時点で結論を出さなければいけないという案件ではありません。

**寺嶋均（委員長）**

用地検討委員会による評価は、赤実線の用地で行うということですね。

**川砂智行（事務局：副主査）**

そうです。

**寺嶋均（委員長）**

建設候補地として選定された後の処理は、評価点に影響するかしらないか等を含めて行政判断のような形になりますか。

**土田寛（学識経験委員）**

先程の1点目の件と2点目の件は、それぞれ募集要項の運用上の問題だと思います。先程、意見のあった法定相続人は、多分、当事者も分からない可能性があることから、事務局側で調査した結果をフィードバックしてあげて、場合によっては応募変更届を提出していただく必要があると思います。

2点目の件は、建設候補地の選定後に候補地の位置をずらした際、順位が入れ替わるなら認めないという運用が1番まずいような気がするので、取り扱いについて、募集要項の運用規定のような形で用地検討委員会の中で確定しておく必要があります。

要は、運用規定としては、評価をしてみて危なさそうだから止めるということでは、運用規定そのものの意味がなくなってしまいますので、運用そのものを明文化しておかないと、後々もめることになると思います。

よって、1点目の件については、提出期日を含めて応募変更届に関することを運用規定などに明記したほうが良いと思います。

**川砂智行（事務局：副主査）**

提出期日の件ですが、法定相続人の関係で同意書が漏れていることに関し、「いつまでに取得すること」という意味合いですか。

**土田寛（学識経験委員）**

厳密運用する原則論的には「応募する資格がありませんがよろしいですか」と確認すべきだと思います。

ただし、過失によるものについては、期限を定めて「募集要項どおりに同意書を添付して再提出しますか、それとも取り下げますか」という運用となります。

**川砂智行（事務局：副主査）**

先程説明したとおり、法定相続人の同意書の不備の件については、応募条件を満たしていないので、現段階で除外することが可能なことから、応募者に対して「候補地から除外となりました」という対応と、手続上の不備であるのならば、その辺は厳格にしないで、「いつまでに法定相続人全員の同意書を提出してください」という対応が考えられます。

どちらの対応とするのか、決していただきたいと思います。

**寺嶋均（委員長）**

事務局から2つの対応が提示されました。

Aは、募集条件を満たしていないことから候補地から除外とします。

Bは、錯誤によることも考えられることから、5月の次回会議までに法定相続人全員の同

意書を提出してもらおうこととします。

挙手により決めます。

### (挙手)

全員Bなので、不足する同意書の提出期限を5月の次回会議までとします。

なお、それまでに当該同意書の提出がなければ当然失格とし、候補地から除外します。

#### **土田寛（学識経験委員）**

事務局による権利関係等の調査の結果、不備が確認出来た方全員に周知したほうが良いです。

#### **川砂智行（事務局：副主査）**

承知しました。

なお、権利関係等の調査は間もなく完了するので、不備が確認出来た方へは、同じタイミングで周知が可能です。

#### **寺嶋均（委員長）**

残件のホワイトボードの区域変更ですが、赤実線で審査を行い最終答申した後、赤点線の申し入れがあった場合の対応です。

#### **土田寛（学識経験委員）**

1件、4haを超える候補地があり、4ha全ての用地買収は、多分ないと思いますが、実は区域の確定性に関し、2.5haを超えている候補地の全てについて、2.5haの区域決定をしていません。

実はこのようなことも評定との関係があるので、少し念頭に入れて議論すべきだと思います。

#### **渡邊忠明（副委員長）**

答申後に新たな土地が加わることは、用地検討委員会の評価なしで進めることになるので、あり得ないと思います。

#### **寺嶋均（委員長）**

先程の事務局の説明では、隣接地に位置をずらしても、それほど評価が変わらないならば良いのではないかという表現でした。

厳密に言えば、やはり当初の区域で審査した結果なので、それに対して位置をずらす事態を認めるかどうかは、用地検討委員会が担任する領域ではなく、ある面で政治判断、行政判断のような領域に入ると思います。

よって、用地検討委員会にその見解を求められるということ自体がいかげなものかとも思えます。

#### **黒須良次（委員）**

結局、審査上、今、どういう段階にあるのかということになります。

一応、資料は提出されていますが、まだ正式に調査、チェック、応募の資格要件の審査が済んでいない状況と捉えて良いですか。

各候補地の権利関係などが確定していないのであれば、受理段階での土地ということで、正式な評価対象用地ではないわけですね。

**浅倉郁（事務局：主査）**

1次審査は資料の3ページのとおり、No.1面積要件、No.2洪水浸水地域、No.3自然公園に規定する公園については、図面等による判断が可能です。

No.4その他は、2次審査以降でも判明した場合は除外すると決していますが、この部分における確認事項は多数あり、調査に時間を要するものもあることから、現時点で調査を完了させることは困難です。

**寺嶋均（委員長）**

応募条件ですら満たしているか確定していない部分がありますが、事務局としてはそうした状況であっても1次審査に着手して欲しいということのようなので、そういう前提で進めるしかないと思います。

**土田寛（学識経験委員）**

委員長の仰るとおりですが、細かい話をすると、現段階は各応募地に対する応募条件のチェックが途中段階であり、資料では1次審査（案）、2次審査（案）となっていますが、それぞれの審査案に関する先読み的な技術的検討課題がありそうなので、それについて事前に委員意見を聞いておきたいという、ある種の委員会に対する要請という理解で良いですか。

**寺嶋均（委員長）**

今日の会議で、1次の仮審査までは終了しておきたいということですか。

**土田寛（学識経験委員）**

仮審査というよりは、審査に当たって露呈されてきている課題について、対処の方向性だけを位置つけるような進め方になるのではと思いました。

**川砂智行（事務局：副主査）**

資料の3ページに記載していますが、「現時点で把握している情報では、1次審査は全ての候補地が用地要件を満足していると判断した」としています。

**土田寛（学識経験委員）**

あくまで案の中の文章なので、それは状況を正確に表現していません。

**川砂智行（事務局：副主査）**

資料の3ページの1次審査結果（案）は、あくまで現時点で確認出来た中途の内容になります。

権利関係等の調査は未完ではあるものの、現状で進められる部分だけでも審議を進めていただければと思います。

**寺嶋均（委員長）**

先程、土田学識経験委員から意見がありましたが、武西地区①の応募面積は4.1haとなっていて、用地条件の2.5ha程度よりも多いです。

余分な土地を買収する意思はないと思いますが、事務局ではどう捉えていますか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

武西地区①の応募者と、つい先日、応募面積に関する打ち合わせが出来ました。

確認資料の1－4ページをご覧ください。

右側の航空写真をご覧いただきたいのですが、赤実線で囲った候補地の面積合計が約4.1haで、2.5ヘクタール程度を大きく超過している状況です。

土地の状況としては、候補地の南側一帯は田園の隣接地で斜面林となっており、清掃工場整備に関する土地の有効利用の観点からは不利な状況にあります。

また、候補地の北側に、直近の既存幹線道路があります。

こういった状況を考え合わせ、4.1haの応募地の北側で用地条件である2.5ha程度を確保することで構わないとする応募者の意向を正式に確認しました。

**寺嶋均（委員長）**

武西地区①は4.1haで応募したものの、実際には2.5ha程度を必要に応じて買収することに対応するということですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

はい。

よって、今後、例えば概算事業費の算出等々を行いますが、武西地区①は4.1haをベースにするのではなく、4.1haの北側で確保した2.5haがベースとなります。

（「異議なし」との発言あり）

**渡邊忠明（副委員長）**

最終答申後に隣接地が候補地に加わることについて、事務局ではどう考えていますか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

先程説明したとおり、事前にそうした相談があった状況です。

最終答申後に皆様に何かを聞き返すということは基本的にはないと思いますので、事前に想定された本件に関する皆様の意見をいただければと思います。

**黒須良次（委員）**

先程の相続の件もありますが、土田学識経験委員も再三提案されているように、事務局としてこうした個別案件をどう扱うのかというルールを決めて、それをこの会議に諮るべきではないかと思います。

今現在、権利関係のチェックがまだ済んでいないので、評価対象とすべき区域が応募区域とイコールであるかどうかということを確認し、また同意の再確認も必要になります。

そうした権利の確定と、評価対象区域の確定に至るまでに、多分、確認事項が色々あると思います。

武西地区①のような区域変更であれば、応募変更で済む話ですが。

**寺嶋均（委員長）**

評価する前提条件の整理及び確認が不十分な状況です。

仮審査的な意味合いで、全候補地は合格であるということとは言えると思いますが、事務局で次回会議までに精力的に詰めてください。

**岩井邦夫（委員）**

別件ですが、1次審査で2点程疑問があります。

1点目は、用地条件を2.5ha程度としているのに、滝地区は2.4haしかありません。

やはり2.5ha以上は必要だと思います。

2点目は、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外するという基準があったと思いますが、資料には記載されていません。

武西地区②は、2.5haぎりぎり、かつ、北西部の土地がクシ状になっています。

については、滝地区と武西地区②は、1次審査をクリア出来るのかどうか、率直な疑問があります。

また、草深地区も、南東部にいびつな土地形状が認められます。

ただし、草深地区の応募面積は2.8haなので、当該部分を買収しなければ良いと思いますが。

**朝日大輔（コンサルタント：課長）**

まず滝地区ですが、確認資料の1-3ページをご覧ください。

応募面積は約2.4haなので、2.5haを下回りますが、大部分が平地であることから、かなりの有効面積が取れることが見込まれ、現段階では、この面積で施設の配置が出来ると判断しています。

ただし、3次審査に向けて造成計画を立て、最終確認をしたいと考えています。

**岩井邦夫（委員）**

面積はやや不足するが、土地形状が良いから問題ないということですか。

**朝日大輔（コンサルタント：課長）**

そうです。

**岩井邦夫（委員）**

西側の角地は有効利用が可能ですか。

**朝日大輔（コンサルタント：課長）**

角地は調整池などが配置出来ると考えています。

**岩井邦夫（委員）**

分かりました。

武西地区②はどうですか、北西部の土地がクシ状になっています。

**朝日大輔（コンサルタント：課長）**

武西地区②は、既存の幹線道路が北側に隣接しているので、それとの取り合いの関係で活用出来るのではと考えています。

**岩井邦夫（委員）**

このクシ状の土地の南北は他地権者の土地だと思いますが、後々の苦情が想定されませんか。

この南北の土地も候補地に加えたほうが良いという感じがします。

**朝日大輔（コンサルタント：課長）**

応募地としては、ご覧のと通りの土地形状です。

**岩井邦夫（委員）**

土地の使い勝手が悪いというのが率直な感想です。

応募地全体でも2.5haしかないので、この南北の土地所有者も含める形で応募変更して貰えば良いと思いますが、時間的に無理ですか。

**土田寛（学識経験委員）**

今、指摘あった地型の問題も1次審査に向けての資料提出だと思いますが、例えば各候補地で想定される簡単なゾーニング計画を当てはめてみることや、現施設の平面図を単純切り張りで当てはめるなどのシミュレーション資料があったほうが良いと思います。

特に斜面林は環境破壊の問題含めて大きな問題なので、出来ればそこを外して、シミュレーションするとより良いし、判断しやすいと思います。

**岩井邦夫（委員）**

1番問題なのは、1次審査ではそういう土地形状の基準があったにも関わらず、3ページの資料では無視されていることです。

**川砂智行（事務局：副主査）**

3ページのNo.1の備考欄に記載しています。

**岩井邦夫（委員）**

それは評価されていないのではないですか。

**土田寛（学識経験委員）**

3ページの1次審査結果（案）のNo.1は全候補地がマルと表記されているので、問題はないと評価しています。

**岩井邦夫（委員）**

問題ないのですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

1次審査結果（案）について、概要でしかご説明していないので、この後、詳細な部分をコンサルから説明させます。

また、1次審査に関連して応募者からの意見書が1通提出されているので、合わせて説明します。

**寺嶋均（委員長）**

開会后3時間以上が経過し、現在、4時10分になります。

1次審査は、応募資格要件の問題はあったものの、仮審査というイメージで進めましたが、本日、2次審査に関する説明まで進めることが出来るかどうか。

**岩井邦夫（委員）**

3ページの備考欄に記載されている、「土地形状がいびつで、施設の建設に著しく不適、または困難な場合は除外する。」という先程の件ですが、これも独立した審査項目として掲げ、なぜ問題ないのかを明記したうえで判定するべきだと思います。

**寺嶋均（委員長）**

それでは、1次審査で追加的に説明及び判定すべき項目の欄を増やすこととしますので、事務局で次回会議までに纏めてください。

**浅倉郁（事務局：主査）**

3ページの1次審査結果（案）について、皆様から指摘いただいたように情報として足りない部分が数多くあり、大変申しわけありません。

次回会議までに詰めて、整理した資料を提出します。

また、応募者から意見書が1通提出されていますので、コンサルから説明します。

**朝日大輔（コンサルタント：課長）**

平成26年3月24日付けの次期中間処理施設事業の用地選定に関する意見書をご覧ください。

事務局が応募者に行った事前説明は、用地買収を前提としていました。

しかしながら、応募者の意向として、借地で対応出来ないかというご提案がありました。

**黒須良次（委員）**

応募された土地所有者さんから、借地に関する検討依頼が来ているということですか。

**朝日大輔（コンサルタント：課長）**

はい。

**黒須良次（委員）**

事務局は、どのように回答する予定ですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

借地の場合、懸念される事項があります。

例えば、将来的に考えた場合、相続が何度も起こるような状況も考えられることから、事業の継続性の問題があります。

また、借地料の総額が高額になると予想されます。

概算算出ですが、例えば売買の場合の1㎡当たりの単価を1万円と仮定すると、2.5haで2億5,000万となりますが、借地の場合、固定資産税相当額等を勘案すると、30年間の借地で3億3,000万、60年間で6億6,000万となるので、売買よりも費用が掛かるという部分があります。

**黒須良次（委員）**

30年間で3億3,000万とは、借地料ですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

借地料になります。

借地料として、固定資産税に相当する分を1.4%見込むと、年額として350万円となります。

それとは別に収益相当分、いわゆる利回りを宅地扱いの3%で設定すると、年額750万となります。

合わせて年額1,100万円程度の借地料となり、30年借地の場合は3億3,000万、60年借地の場合は6億6,000万の借地料が見込まれます。

**寺嶋均（委員長）**

通常、公共施設や、長期間稼働させる施設の場合、借地は選択しないと思いますので、応募者がどうしても借地でないと困るということであれば、行政側で借地では応募資格がないと判断すべきです。

まずは応募者の具体的な意向を確認する必要があると思います。

**岩井邦夫（委員）**

この意見書の提出者は応募者ですか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

応募者です。

**岩井邦夫（委員）**

借地を認めないとしたら、応募資格がなくなるということですか。

**土田寛（学識経験委員）**

これもある種、資格要件に関わる話です。

先程の区域変更の件で、新たに加わる土地所有者は、土地売買契約に応じていただけることが条件という説明がありましたが、それは募集要項に記載してありますか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

募集要項には記載していません。

仮に借地も認めるということになれば、先程の区域変更に関する私の説明は、「土地売買契約若しくは借地契約を締結していただけること」という条件に変更となります。

**岩井邦夫（委員）**

募集要項に何も記載がないのですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

土地の取得方法等に関しては、募集要項で触れていません。

**寺嶋均（委員長）**

先程の事務局説明では、借地のほうがかえってコストが高くなるということでしたが、事務局としては借地を認めないという判断を既にしているのですか。

用地検討委員会の意見を聞くという形で、投げ掛けられているようですが、我々から借地ではまずいという意見を出す必要があるのかどうか。

**黒須良次（委員）**

今後、長期運営していくうえで、本事業は色々な補助の対象になると思いますが、その場合は借地が不利などという制度絡みの話もあると思います。

事業の継続性、安定性、補助制度的な面、経費的な面、そういった側面から考えた際、印西地区はさほど地価が高いわけでもないのに、借地も認める形で候補地を募集する必要があるのかどうか、総合的に判断していけば良いと思います。

**土田寛（学識経験委員）**

多分、一義的には管理者の専任事項だと思います。

千葉ニュータウン事業も同様ですが、例えば大規模都市開発の場合、開発者負担という形で公共側が道路や公園を造らせることが多いのですが、その際、最終的に施設の引き継ぎを

受ける公共側の道路及び公園の管理担当部署は、土地所有権移転を条件にするのが、特に土木系の公共施設ではセオリーとなっています。

詳細な部分の確認は、メリットとデメリットを計算しなければいけません、そういう意味では、管理者の独断で決めて良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

借地権の種別として、定期借地権というものがあります。

一定期間借地した後、更地にして返却するという話を聞いたことありますが、そうした不安定な条件というのはどうなのでしょう。

**山口進（委員）**

複数の候補地があるのだから、あえて借地を認める必要はないと思います。

本事業の性質からして後々のトラブルなどが十分想定されるので、借地に反対です。

**岩井邦夫（委員）**

私も同意見です。

**渡邊忠明（副委員長）**

先程、委員長から、「通常、公共施設や、長期間稼働させる施設の場合、借地は選択しないと思う」という意見があったように、借地は無理だと思います。

**亀倉良一（委員）**

用地検討委員会の用地選定は、当初、応募がなかった場合のことも話題となり、その際、次善の策として、次の手を打とうというようなことで進めています。

初めから借地は想定にありませんでしたが、とりあえず買収ということでスタートし、また、現時点では複数の候補地があるので、買収で良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

いずれにしても、本件は事務局で判断して結構な問題だと思います。

**岩井邦夫（委員）**

借地でなければ応募を取り下げるという意向ですか。

それとも、出来たら借地が良いという意向ですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

現時点では、借地の意向があるということ程度しか確認出来ていませんので、詳細は今後確認します。

**岩井邦夫（委員）**

当該応募者に、土地は売買である旨をはっきり伝えて、それでも応募しますかという確認をするしかないです。

**川砂智行（事務局：副主査）**

本会議の審議内容は応募者に伝えます。

**山本博久（委員）**

売買や借地の判断は、用地検討委員会で決定する事項ではないと思いますので、用地検討委員会の決定事項として応募者に説明しないで欲しいと思います。

**岩井邦夫（委員）**

それでは今後の比較評価が出来ません。

経済性の評価の際、土地代も入れて評価しますので。

**川砂智行（事務局：副主査）**

事務局としては、募集要項に土地の取得方法の説明が漏れてしまったことを正直うっかりしたと思いました。

本来、募集要項に記載すべき事項だと思います。

**岩井邦夫（委員）**

本来は募集要項に記載すべきです。

**亀倉良一（委員）**

借地希望は、6箇所の応募地の中の1箇所ですか。

**堀本桂（委員）**

借地も可能だとは思いますが。

**山本博久（委員）**

借地を希望する気持ちは、分からないわけではないですが。

**岩井邦夫（委員）**

借地のほうが収入的に有利だからなのかもしれません。

なお、借地を認めてしまうと、他の土地所有者からの借地希望も想定されるので、止めたほうが良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

現時点で確認出来ている部分からは、全ての候補地が一応1次審査をクリアしている状況だと思いますが、応募資格要件の確認が完了していないことから、今日の1次審査はあくまでも仮審査とし、正式には情報が全て揃う次回会議で審議することとします。

## 次第9 候補地の2次審査（案）について

**寺嶋均（委員長）**

会議の予定時間を大幅に超過していますが、2次審査の審議について、ポイントだけは説明しておきたいなど、事務局の希望はありますか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

委員の皆様は、これまで比較項目・基準・配点を相当な時間を掛けて調査審議していただいているので、2次審査の内容については深く把握されていると思います。

よって、本日は2次審査の資料をお持ち帰りいただき、内容確認のうえ不明な点及び意見等があれば、事務局まで連絡いただき、その内容を反映及び踏まえた形で、次回会議の資料作成を進めたいと思いますがいかがですか。

(「異議なし」との発言あり)

**寺嶋均 (委員長)**

次回会議における2次審査の審議を円滑に進めるためにも、本日の配布資料について予習しておき、疑問や意見があれば、メール等で事務局に連絡する形で進めたいと思います。

**岩井邦夫 (委員)**

4ページの2次審査結果(案)ですが、一部の項目に点数が記入されていませんが、今後の調査審議により点数を記入するということですか。

**川砂智行 (事務局：副主査)**

2次審査結果(案)の各項目のうち、黄色に着色している項目は、現地調査の結果も踏まえて最終判断する項目になりますので、現時点で点数は未記入となっています。

ただし、黄色に着色している項目のうち、既存資料で確認が可能なNo.5などは、既に点数を記入しています。

点数が未記入の項目は、これ迄の審議結果により、定性的評価をせざるを得ない項目でもありますので、これからの調査審議で点数を決める運びとなります。

**岩井邦夫 (委員)**

分かりました。

**寺嶋均 (委員長)**

次回会議までに、各委員の点数を予備的に集計しておくことも考えられます。

**土田寛 (学識経験委員)**

定性的評価を行う項目について、事務局から無記名の評価シートを委員に配り、各点と平均点について一次集計し、集計資料を次回会議に提出したほうが議論しやすいと思いますが、いかがですか。

**岩井邦夫 (委員)**

各委員が点数を付けて、事務局に送るということですね。

**寺嶋均 (委員長)**

評価シートによる集計資料を次回会議に提出することで結構だと思います。

なお、評価シートは2次審査一覧表を少し拡大するか、このままとするか。

**土田寛 (学識経験委員)**

点数が未記入の項目だけを抜き出した評価シートで良いと思います。

**寺嶋均 (委員長)**

では、そうした評価シートを事務局から各委員へメールにより提出することでお願いします。

## 次第10 その他

**寺嶋均 (委員長)**

次第の10番、「その他」を議題としますが、何かありますか。

**浅倉郁（事務局：主査）**

次回会議の開催日を検討願います。

（日程調整）

**寺嶋均（委員長）**

次回会議は、5月25日（日）13時からとします。

**浅倉郁（事務局：主査）**

候補地の地番の公表に関する要望が何件かあり、皆様に対処を確認します。

事務局としては、地番を公表する必要性はないものと考えており、また、募集要項でも候補地の地番の公表は記載していません。

**岩井邦夫（委員）**

候補地の地番が分かれば土地所有者も分かるので、公表したくないということですか。

**土田寛（学識経験委員）**

土地登記簿謄本は、誰でも閲覧及び取得することが出来ます。

**岩井邦夫（委員）**

候補地の応募にあたり、土地所有者が匿名を希望しているならば、公表出来ません。

**黒須良次（委員）**

あくまでも用地検討委員会は候補地の評価等を目的とし、第三者への便宜を図る組織ではありません。

ましてや土地所有者から、そこまでの同意を得ているわけではないです。

**寺嶋均（委員長）**

各候補地を明示した会議資料は公開となります。

**岩井邦夫（委員）**

土地所有者は、誰でも調べられます。

ただ、わざわざ地番まで公表する必要はないと思います。

**浅倉郁（事務局：主査）**

それでは、候補地の地番は公表しないこととします。

**寺嶋均（委員長）**

今日の会議録に委員氏名を記載することによろしいですか。

（「異議なし」との発言あり）

**渡邊忠明（副委員長）**

1点要望します。

詳しい話は知りませんが、組合で現施設の延命化計画をコンサルに発注したという話を耳にしました。

また、現施設を10年以上延長させると聞いていますが、そもそも、用地検討委員会の発

足の際、ごみ処理基本計画を策定した後に用地選定をすべきではないかという疑問に対し、時間的余裕がないので同時に検討を進めるという説明がありました。

もし、現施設を10年以上延命させる計画があるのならば、用地検討はさほど急ぐ必要はなかったはずで、税金による委員報酬等は全く無駄であったと言わざるを得ません。

10年の延命は、ごみ処理基本計画で纏めた施設コンセプトにも関わってくる話です。

用地検討についても10年延命するのが前提であれば、別の形での用地検討が考えられたのではという素朴な疑問が出てきます。

つまり、この辺の経緯と、何を目的にどういう手続きでどういう結論を出したのかを解散したごみ処理基本計画検討委員会と用地検討委員会に対し、きちっとした説明をお願いします。

#### **土田寛（学識経験委員）**

それは用地検討委員会としての正式な要望ですか。

一旦閉会したほうが良いと思います。

#### **大須賀利明（事務局：工場長）**

渡邊副委員長からの要望の件は、用地検討委員会が担任する事務ではないので、閉会の後、事務局から渡邊副委員長に説明したいと思います。

#### **渡邊忠明（副委員長）**

10年延命するのであれば、用地検討委員会の設置を急ぐ必要はありませんでした。

#### **玉野辰弘（委員）**

10年延命は、決定事項ではないはずです。

#### **大須賀利明（事務局：工場長）**

決定事項ではありません。

#### **藤森義韶（委員）**

平成26年2月下旬に、組合で長寿命化計画という報告書を纏めました。

内容としては、主要機器は10年もたないので、全て更新する必要があるとしており、そのために40億円掛かるということです。

更新は国の補助金を使うので、更新後、10年間程度は操業しなければいけないという縛りがあります。

更新の内容を見ると、発電施設、あるいはCO<sub>2</sub>を改善する施設、そういうものを新しく組み込んでいます。

現施設は平成27年度から更新工事をして、平成29年度から向こう10年間稼働しようという計画です。

そのほうが現施設を最低限の費用で運営出来ますという提示ですが、これまで、ごみ処理基本計画検討委員会と用地検討委員会に、全く報告がありません。

#### **渡邊忠明（副委員長）**

今日、説明して欲しいということではありません。

別途、機会を設けて説明してほしいという要望です。

**藤森義韶（委員）**

平成25年度に、ごみ処理基本計画検討委員会が開催されていましたが、平成35年度までに次期施設を造りたい、造ろうではないかという意見が確か出ています。

現施設を10年以上延命させることが本当に良いのかどうか、やはり我々は聞き逃すわけにはいかない気がするし、計画の内容をしっかりと把握する必要があります。

**渡邊忠明（副委員長）**

2市1町の皆さんから報酬をいただいて、用地検討委員会に参加している立場としては、少子高齢化が進む2市1町で施設整備するに当たり、費用対効果を厳密に考え、出来るだけ経費を安く、有効な施設を造ることが、用地検討委員会の共通のコンセンサスだったと思います。

要望として何らかの機会に、ごみ処理基本計画検討委員会も含めて、きちっと説明して欲しいです。

**寺嶋均（委員長）**

この要望への対応は事務局に任せます。

**次第11 閉会**

**寺嶋均（委員長）**

これで用地検討委員会第10回会議を閉会します。

平成26年4月27日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業  
用地検討委員会（第10回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 26年 7月 8日

委 員 長

寺嶋均

会議録署名委員

岩井邦夫

会議録署名委員

亀倉良一